

# 子どもを性暴力から守る ～私たち大人がすべきこと～

2023年11月26日

NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド(MCF)  
第4回 児童虐待・子どもへの暴力防止フォーラム講演

警察大学校特別捜査幹部研修所長  
小笠原和美

子どもを性暴力から守るために  
大人の本気を見せましょう!

---

“ I is too many. ”  
一人でも、一度でも、多過ぎる

“Nothing will work unless  
you do.”  
あなたが動かなければ何も変わらない

# 子どもを性暴力から守るために必要な三本柱

## 予防教育

- プライベートゾーンの知識(生命の安全教育)
- CAPの普及

## 市民啓発

- 被害の実情、法律を知る
- こどもの特性を踏まえた適切な対処・支援方法を知る

## 文化の醸成

- No Hit Zone(ノーヒットゾーン)
- Active Bystander
- TIC(トラウマインフォームドケア)

# 性暴力に対する偏見 ～「強姦神話」から～

②強姦は若い女性にだけ起きることだ

⑤挑発的な服装が強姦を招く

⑥抵抗すれば強姦は防げる。加害者ひとりの力では実行不可能である。

⑦たいていの強姦は衝動的なもので加害者は女性を見ると襲いたくなる

⑧強姦の加害者は見ず知らずの人である

⑩男性はセックスなしではいられないから強姦する

米国ワシントン レイプ・クライシスセンターのトレーニングマニュアルより  
小西聖子「犯罪被害者の心の傷」[増補版]（白水社）

# 「性暴力」とは

真の同意のない  
性的行為の強要



対等でない関係における  
性行為・性的接触は  
性暴力にあたる

# 対等でない関係性

- 優越的な立場の者への拒絶は困難
  - ✓ 目上の親族（親、きょうだい、親戚）
  - ✓ 学校、塾、スポーツ、習い事の指導者等

- 地位や信頼を悪用し、困惑させる

- 騙す 「これは身体にいいことだよ」

- 脅す 「逆らうなら もう教えないぞ」

- 言いくるめる 「どこの家でもやってる」

医師

教師

父親

# 令和5年刑法改正等により構成要件が明確化、時効が延長

- 「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」を創設
- 性交同意年齢を「16歳未満」に引上げ
- 「物」の挿入も性交等に
- 「性的グルーミング」を処罰対象に
- 時効を5年延長(+被害者が18歳未満の場合は18歳までの期間を加算)
- 「撮影罪」処罰法の成立(映像の廃棄・消去処分の法的根拠)

1 ①から⑧までの行為・事由その他これらに類する行為・事由により、同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性交等(肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部(陰茎を除く。)若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの)をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、5年以上の有期拘禁刑に処する。

- ① 暴行・脅迫
- ② 心身の障害
- ③ アルコール・薬物の影響
- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意思を形成・表明・全うするいとまの不存在
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応
- ⑧ 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮



○16歳未満の者に対する面会要求等罪

16歳未満の者に対し、次の行為をした者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)を罰する。

1 わいせつの目的で、①から③までのいずれかの手段を用いて面会を要求

(1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)

- ① 威迫・偽計・誘惑
- ② (拒まれたにもかかわらず)反復
- ③ 利益供与又はその申込み・約束

- 2 1の結果、**わいせつの目的で面会**  
(2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金)
  
- 3 **性交等をする姿態、性的な部位を露出した姿態**などをしてその**映像を送信することを要求**  
(1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)

16歳未満の者に対して  
いわゆる児童ポルノ画像の  
**送信を要求した時点で処罰対象**

コドマモアプリ  
で守ろう!

# 子どもたちの実情

---

虐待・性被害の実情

# 内閣府「男女間における暴力に関する調査」 (令和2年度調査)

実施機関:内閣府男女共同参画局

調査時期:令和2年11月28~12月20日

調査対象:全国20歳以上の男女5,000人  
(層化二段無作為抽出法)

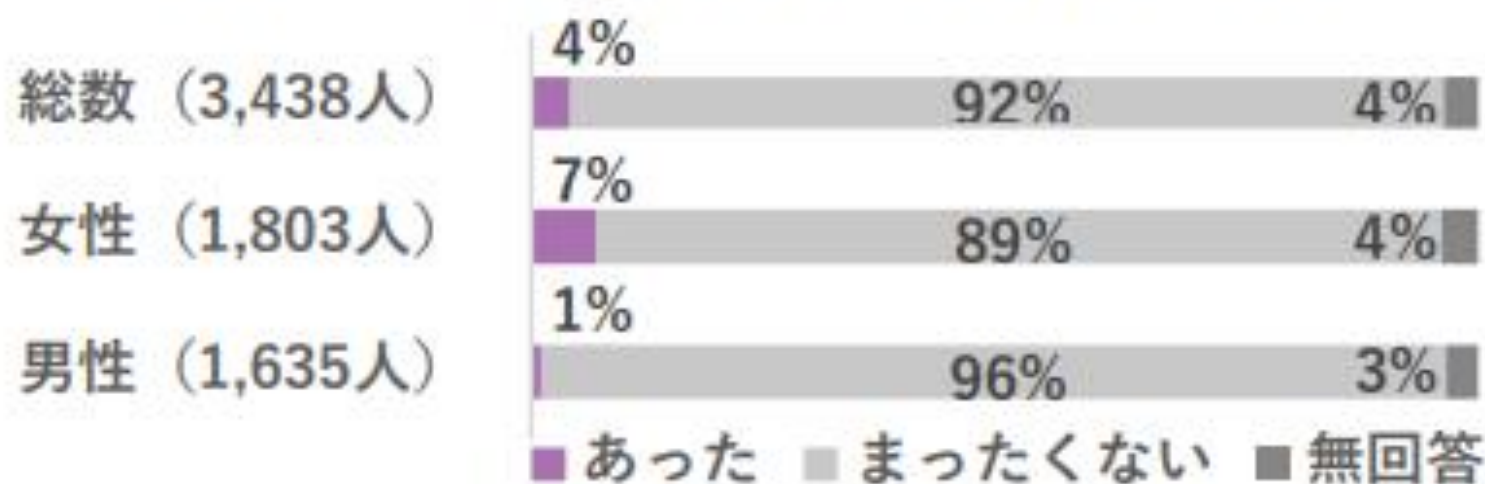
有効回答:3,438人(68.8%)

内訳 { 女性1,803人 }  
{ 男性1,635人 }

内閣府男女共同参画局ウェブサイトより

**男女合わせて約24人に1人、女性は約14人に1人が無理やりに性交等をされた経験があります。**

無理やりに性交等をされた被害経験の有無



※小数点以下第1位を四捨五入

図 5-4-2 被害にあった時期（年齢・複数回答）

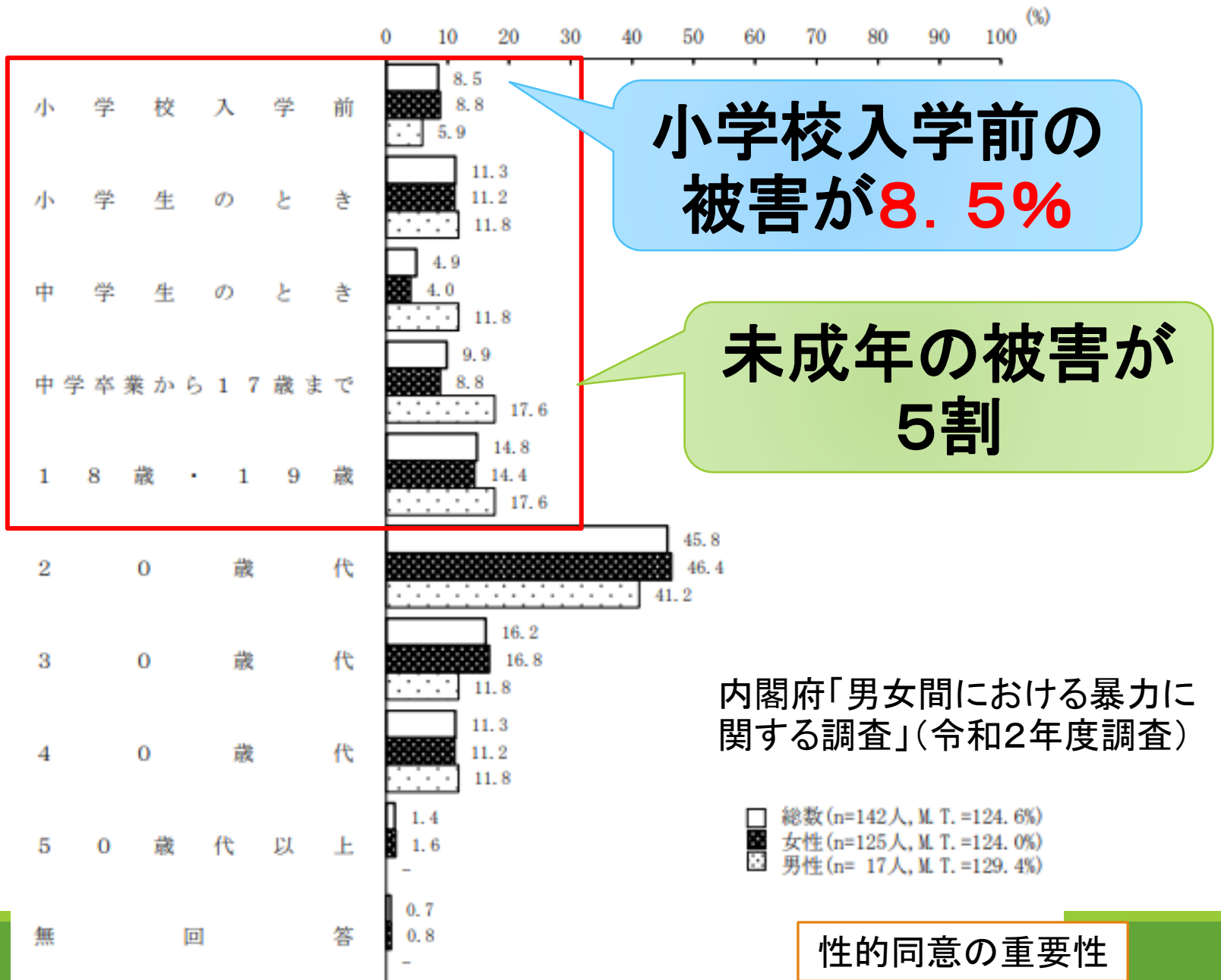
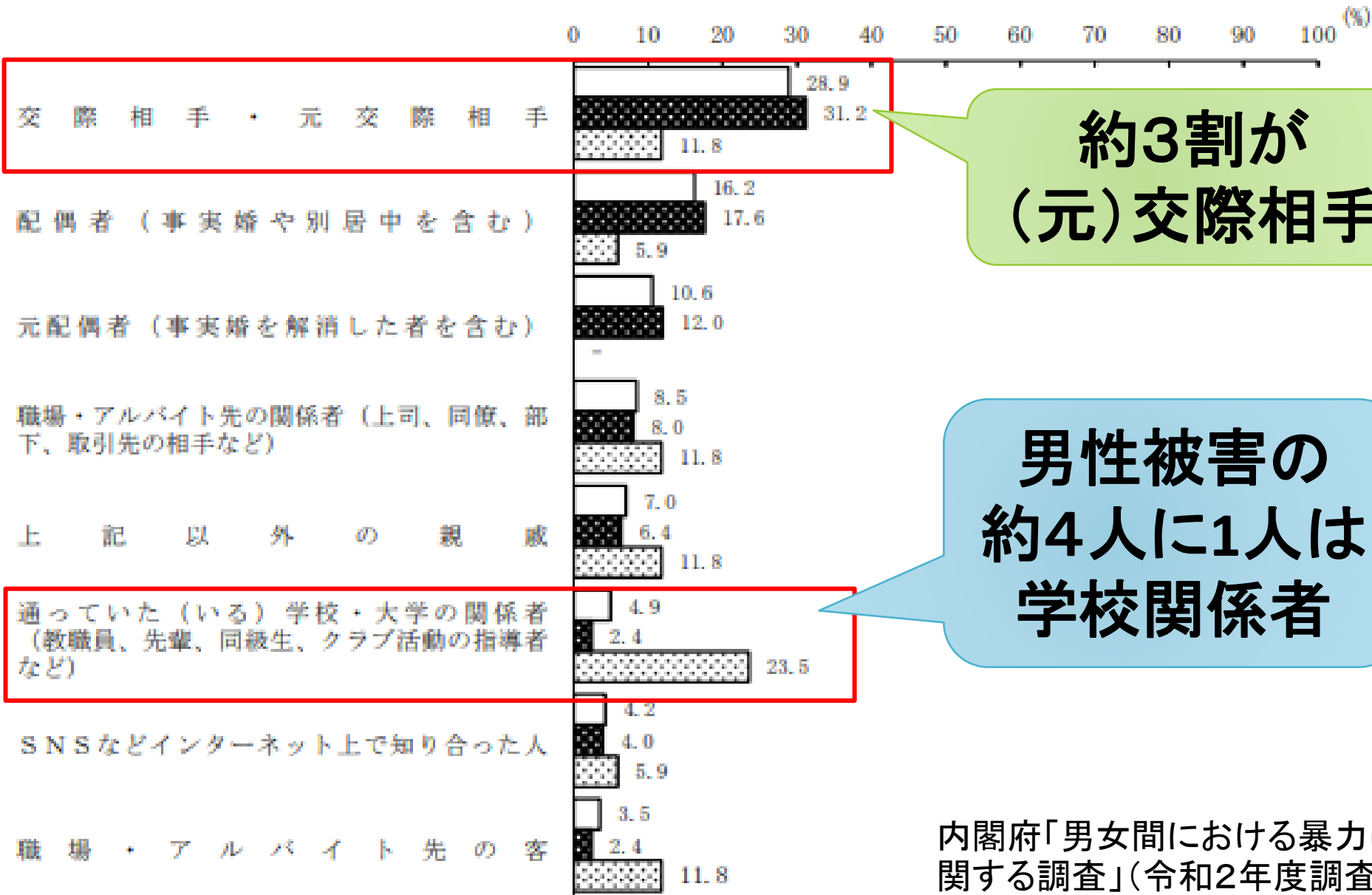


図 5-2-1 加害者との関係（複数回答）

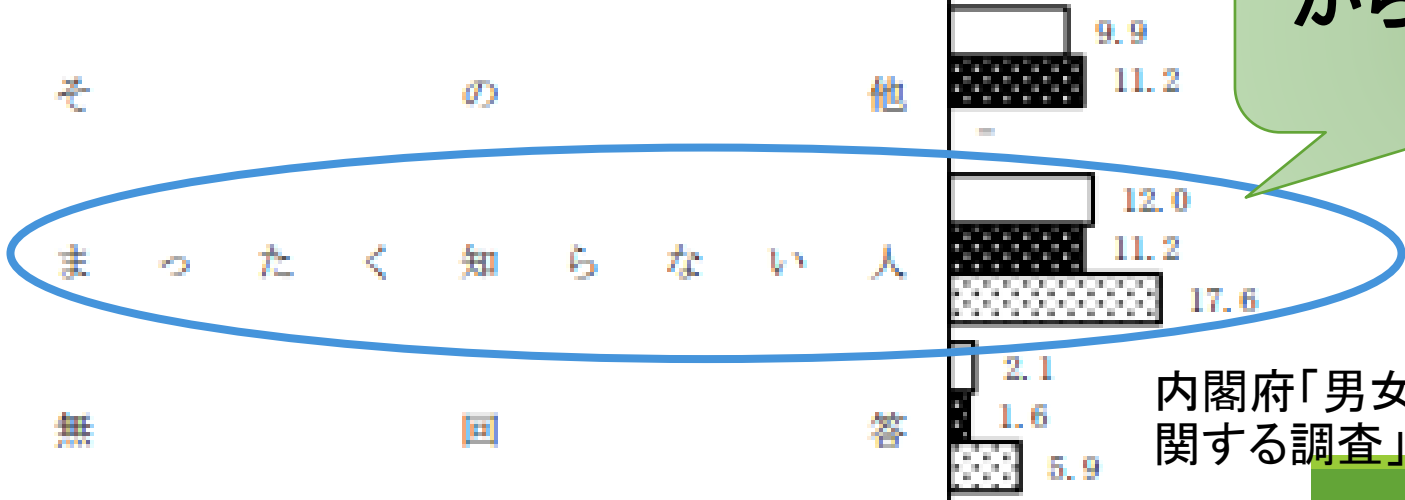
性的同意の重要性



内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年度調査)



□ 総数 (n=142人, M.T.=116.2%)  
 ■ 女性 (n=125人, M.T.=116.0%)  
 ▨ 男性 (n=17人, M.T.=117.6%)

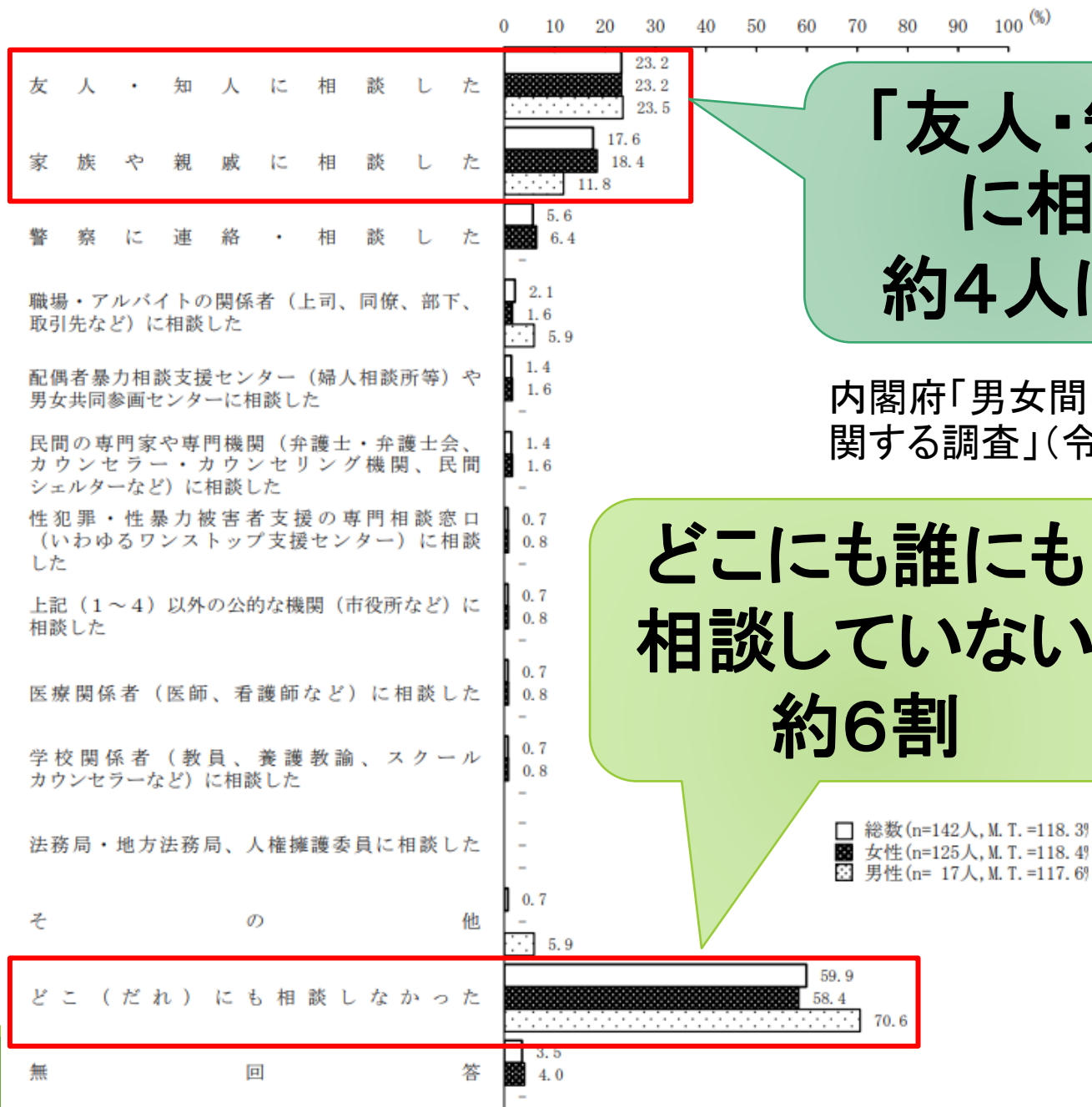


全く知らない人からの被害は約1割

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年度調査)



図 5-6-2 無理やりに性交等をされた被害の相談先（複数回答）

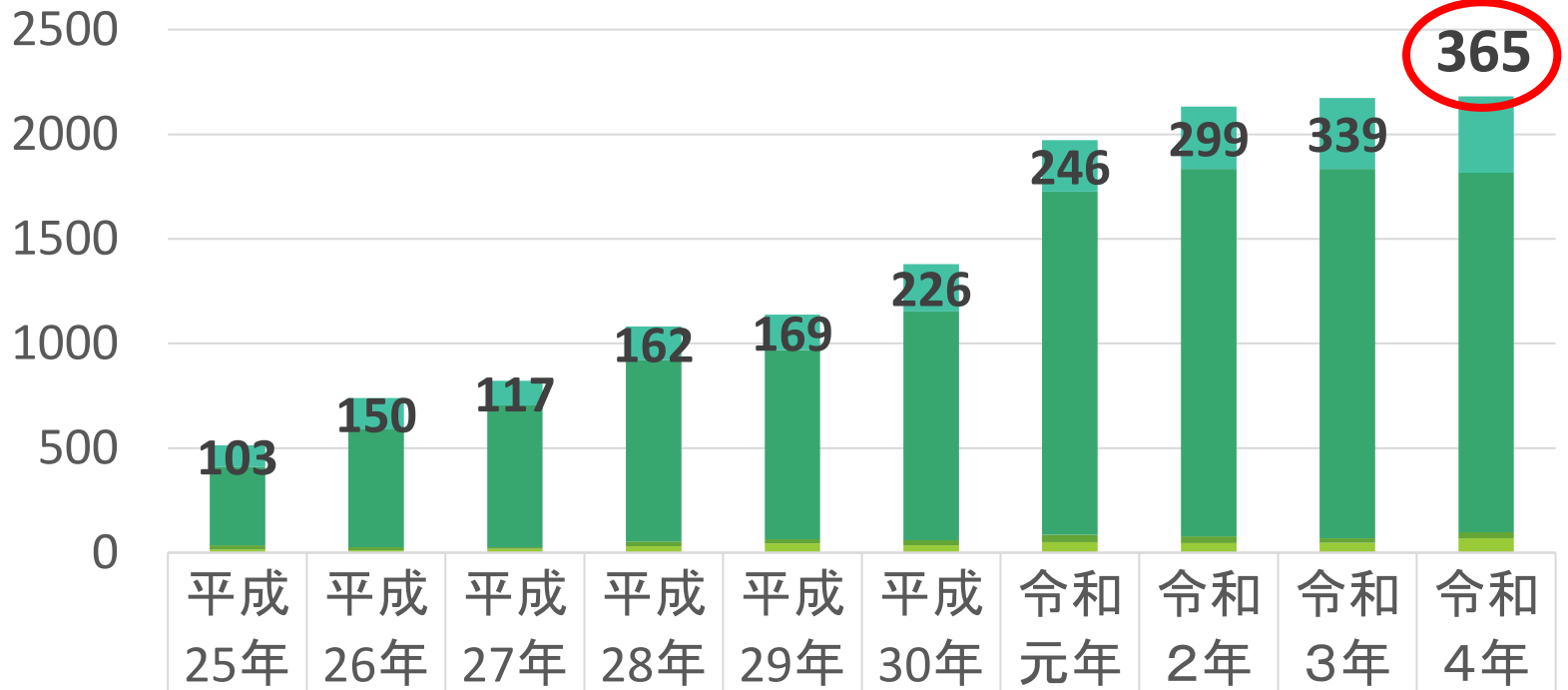


「友人・知人」  
に相談  
約4人に1人

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年度調査)

どこにも誰にも  
相談していない  
約6割

# 【統計】児童虐待事件の 態様別検挙件数（件）（警察庁）



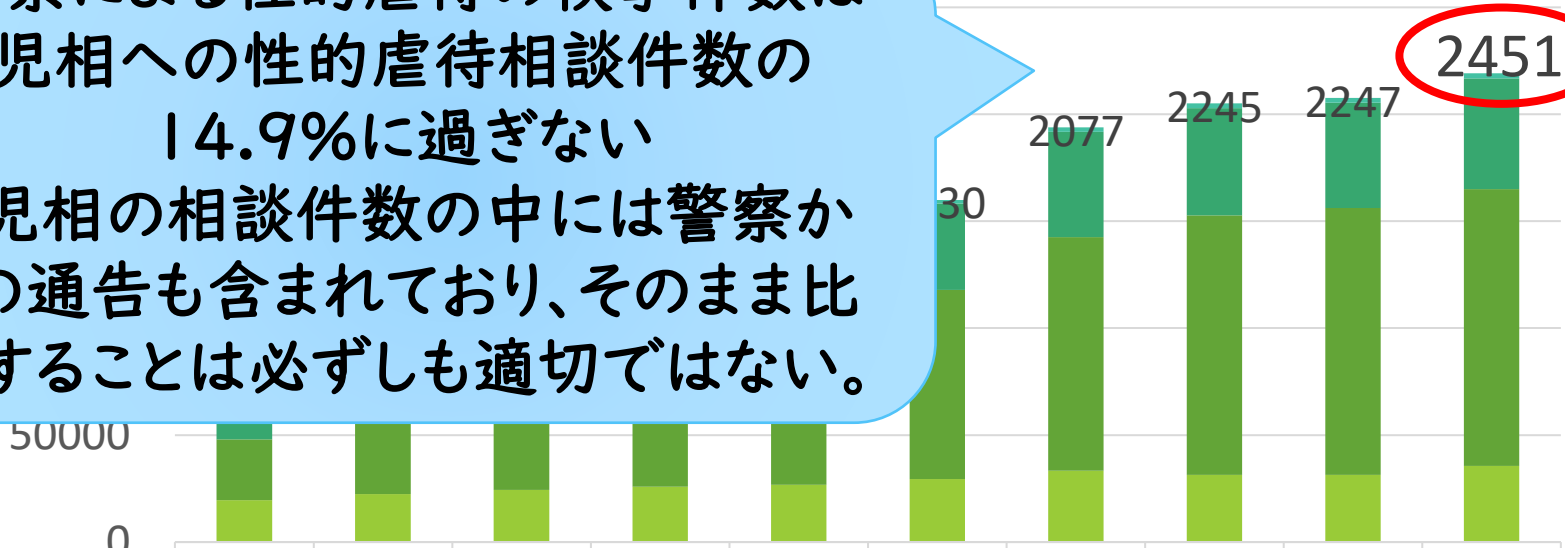
性的虐待	103	150	117	162	169	226	246	299	339	365
身体的虐待	376	564	679	866	904	1095	1641	1756	1766	1718
怠慢又は拒否	19	15	8	22	21	24	35	32	21	29
心理的虐待	16	11	18	31	44	35	50	46	48	69

# 厚生労働省統計

児童相談所における児童虐待相談対応件数（福祉行政報告例）

警察による性的虐待の検挙件数は  
見相への性的虐待相談件数の  
14.9%に過ぎない

※見相の相談件数の中には警察からの  
通告も含まれており、そのまま比較  
することは必ずしも適切ではない。



	平成 25年 度	平成 26年 度	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元 年 度	令和 2年 度	令和 3年 度	令和 4年 度
性的虐待	1582	1520	1521	1622	1537	1730	2077	2245	2247	2451
身体的虐待	24245	26181	28621	31925	33223	40328	49240	50035	49238	51679
心理的虐待	28348	38775	48700	63186	72197	88391	109118	121334	124722	129484
保護の怠慢・拒否	19627	22455	24444	25842	26821	29474	33345	31430	31452	35556

# 立場を利用した犯罪

- ◆30代の小学校教師。教え子の女兒にわいせつ行為の上撮影。
- ◆30代の小学校教師。小5女兒強姦。懲役2年6月
- ◆40代小学校教師。「撮った写真をばらまく」等と脅迫し、校舎内や車内で教え子女兒に繰り返す性的暴行。20年間にわたり27人に対してやったと供述。10人分のみ起訴。（強姦45件 同未遂12件 強制わいせつ25件 児福法違反13件**懲役30年**確定）
- ◆50代の小学校教師。教え子の1年生女兒にわいせつ行為。
- ◆30代中学校教師。大学時代強制わいせつ未遂で執行猶予。欠格を秘し教員採用試験合格、教職に。2003年女子生徒の着替え盗撮で逮捕、処分保留で釈放。
- ◆40代の中学校教師。少女買春で逮捕されたが、7年前に小学生女兒に対して強姦致傷。
- ◆20代学童保育指導員。複数女兒にわいせつ行為、ビデオ撮影。懲役2年8月。
- ◆40代の柔道整復師。元小学校教師。元教え子への強制わいせつ事件で懲役1年6月、執行猶予4年。猶予期間が明けてすぐ、患者にマッサージ名目で強制わいせつ。懲役2年。
- 70代の医師。女子中学生に診療と称して強制わいせつ。昭和36年に強姦等により実刑歴あり。懲役1年6月、執行猶予4年。
- 医師。小学生女兒に診療と称してわいせつ及び誘拐未遂。懲役2年6月、執行猶予4年。
- 医師。女子高校生に診療と称してわいせつ行為の上撮影。常習的犯行で余罪もあり。懲役3年、執行猶予5年。

# 立件され難い子どもへの性暴力

## 届けられない被害

- 『しゃべったら写真をばらまくぞ』
- 「誰も信じてくれないだろう」
- 「自分が悪い子だから・・・」 等



✓ 幼い子どもは  
“被害”と認識できない

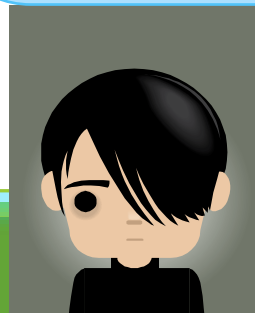
✓ 保護者（非加害親）が  
子どもをサポートしない

✓ 時効 不同意性交等罪15年  
不同意わいせつ罪12年

※刑訴法改正

被害の開示まで20年かかる人も

「プライベートゾーン」  
NO!いや  
GO!逃げる  
TELL!相談する  
あらかじめ伝えておく  
ことが大事



# 子どもを守る 新たな予防教育

---

最近の政府の動き

## 性犯罪・性暴力対策の強化の方針

令和2年6月11日

性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

### はじめに

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。平成29年の刑法一部改正法附則第9条<sup>1</sup>により、政府として、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えることが求められていることを踏まえ、法務省において令和2年3月に性犯罪の実態に関する調査研究等の結果が取りまとめられた<sup>2</sup>ところであり、また、被害に遭われた方や支援団体等が声を上げ、熱心に活動に取り組むなど、性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運が高まってきている。

性犯罪・性暴力の根絶は、待ったなしの課題である。その根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要があることを自覚し、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていく。本方針は、その第一歩として位置付けられるものであり、関係府省が連携して取り組む政策・施策の検討や実施の具体的な方針や時期を示すものである。

内閣府  
(男女共同参画)  
文部科学省  
厚生労働省  
法務省  
警察庁

(学校等における教育や啓発の内容の充実)

【文部科学省・内閣府・警察庁・関係省庁】

生命の尊さを学び生命を大切にす教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進する。加えて、今でも実際に被害に遭っている子供がいることから、有効な取組は直ちに進めるべきである。性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、就学前の教育・保育を含め、学校等において、地域の人材の協力も得ながら、また、保護者等の理解を得ながら、取組を推進する。

具体的には、性暴力の加害者や被害者にならないよう、例えば、

- ・ 幼児期や小学校低学年で、被害に気付き予防できるよう、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性を幼児児童に教える（例えば、水着で隠れる部分については、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人を触らないなど、発達を踏まえ、分かりやすく指導する等）。
- ・ 小学校や中学校で、不審者等に付いていかないなど、性犯罪も含む犯罪被害に遭わないための防犯指導を行う。
- ・ 小学校高学年や中学校で、SNS等で知り合った人に会うことや、自分の裸の写真を撮る・撮らせる・送る・送らせることによる犯罪被害を含む危険や、被害に遭った場合の対応などについて教える。
- ・ 中学校や高校で、いわゆる「デートDV」を教材として、親密な間柄でも、嫌



一人の性犯罪者が生涯に出す被害者の数は、平均380人である（米国研究者 エイブル）

「小児性愛」という病

それは、愛ではない

齊藤章佳

セックスもしましたよ…  
愛し合っているなら  
当然のことでしょう？  
それを周りの人たちが、  
ぶち壊したんです。  
私がロリコンだって…  
12歳の少女に性加害をした  
49歳の男はそう言った。  
少女はその後、  
精神的・身体的バランスを  
著しく崩した。  
1500人を抱える小児性犯罪者に  
関わってきた著者が語る、  
加害者の心理とは？  
#認知のゆがみとは何か？  
衝撃の現実！

【著者】  
齊藤章佳氏

精神保健福祉士・社会福祉士/大森榎本クリニック精神保健福祉部長

専門は「加害者臨床」

<小児対象性加害受刑者> (P76)

「380人ですか…僕はその3倍はしていますね」

ほかの小児対象性加害者たちも、大きくうなずいていました。

# 子供対象性暴力の予防

「日本版DBS」導入への動き(こども家庭庁)

## ➤ 一次予防

初発の被害を防ぐことは難しい

【抵抗力を高める予防教育 **NO!GO!**】

## ➤ 二次予防

早く発覚させ、発覚した時点で加害者を隔離

【相談力を高める予防教育 **TELL!**】

## ➤ 三次予防

「次の犯行を防ぐ」ための取組

【再犯防止のための施設内外での教育・治療】

わいせつ教員対策法  
(令和3年制定)

# 幼児期からの予防教育

---

# 全ての子どもにCAPを (CAP:Child Assault Prevention)

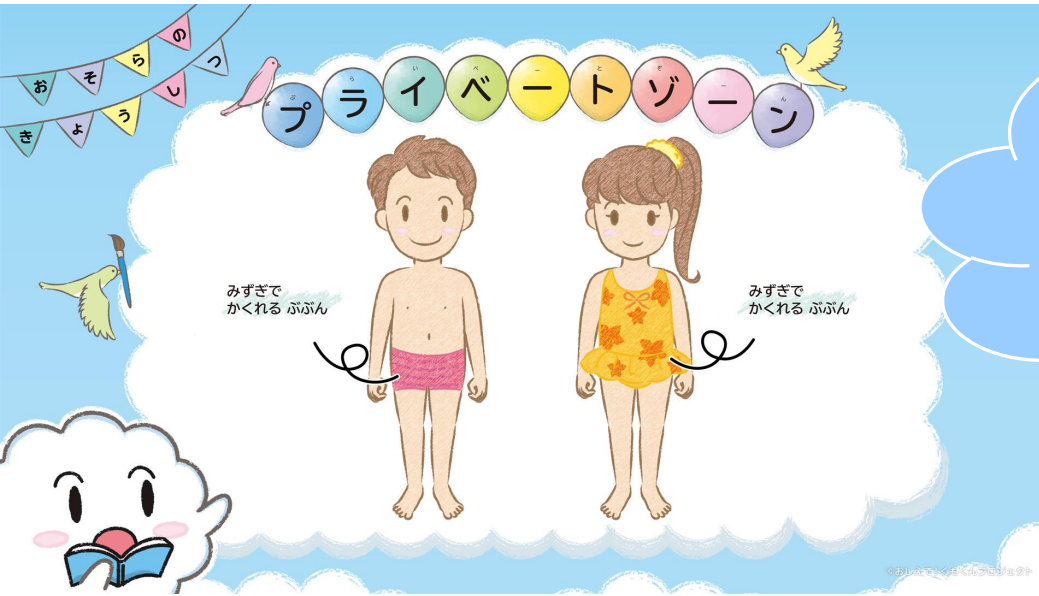
いじめ、性的被害、連れ去り等、子どもに起こり得る暴力被害への対処策を、**ロールプレイで学ぶ**ことができる。

人は誰も**「安心」「自信」「自由」**の権利を持っていること、あらゆる暴力は心と体を傷つけ、この権利を侵害するものであること、もし侵害されそうになったら、**「No」「Go」「Tell」**してよいということを**参加型**で伝える。

**<知識と勇気を届ける人権教育>**

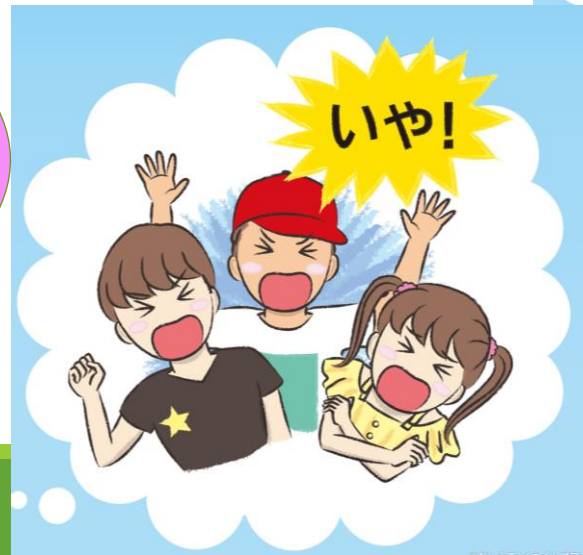
- ※CAPの歴史：1978年 米国オハイオ州で誕生  
1985年 日本へ紹介(森田ゆり氏による)  
1998年 CAPセンターJAPAN設立  
2009年 CAPトレーニングセンター「J-CAPTA」設立

# 日本初!「プライベートゾーン」を教える絵本! 3歳~8歳頃(小3)まで活用できます!



「おしえて!くもくん  
プライベートゾーンっ  
てなあに?」

特典  
絵本をパワーポ  
イントでダウン  
ロードできます!



# まずは「絵本」から！

- ◆プライベートゾーンを知ること、幼児期から体に「守るべき部分」があることが分かる（被害・加害防止）
- ◆侵害行為に対してどのように対処したらよいか分かる（いやと言う、逃げる、伝える）
- ◆絵本の読み手（担任教諭）を「安心して相談できる相手」として認識することができる
- ◆幼児期から性について語ることで、思春期になっても相談しやすい関係を「親子間」で作ることができる（親が一番の味方に！）



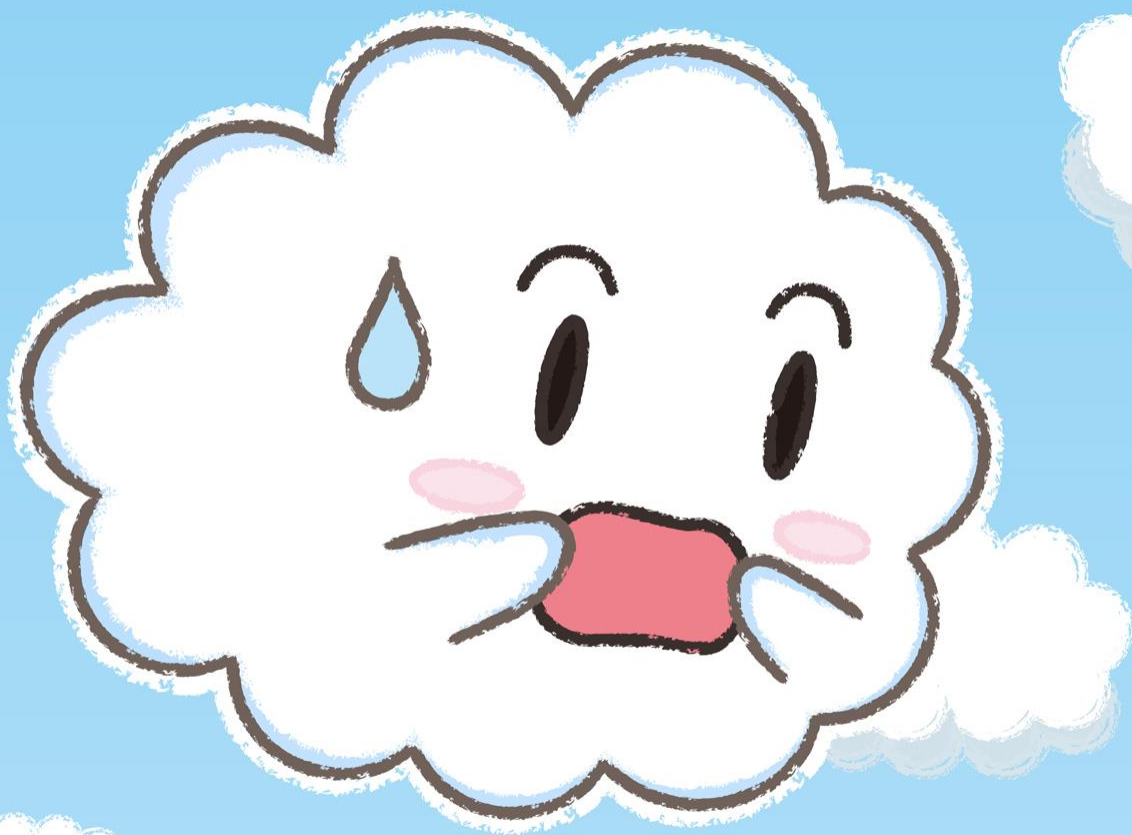
# おしえて! くもくん

プライベートゾーンってなあに?

監修 小笠原 和美  
制作 サトウ ミユキ  
企画 masumi

©おしえて!くもくんプロジェクト

「おしえて!くもくん プライベートゾーンってなあに」著者引用



あっ!  
たいへん!

©おしえて!くもくんプロジェクト

「おしえて!くもくん プライベートゾーンってなあに」著者引用



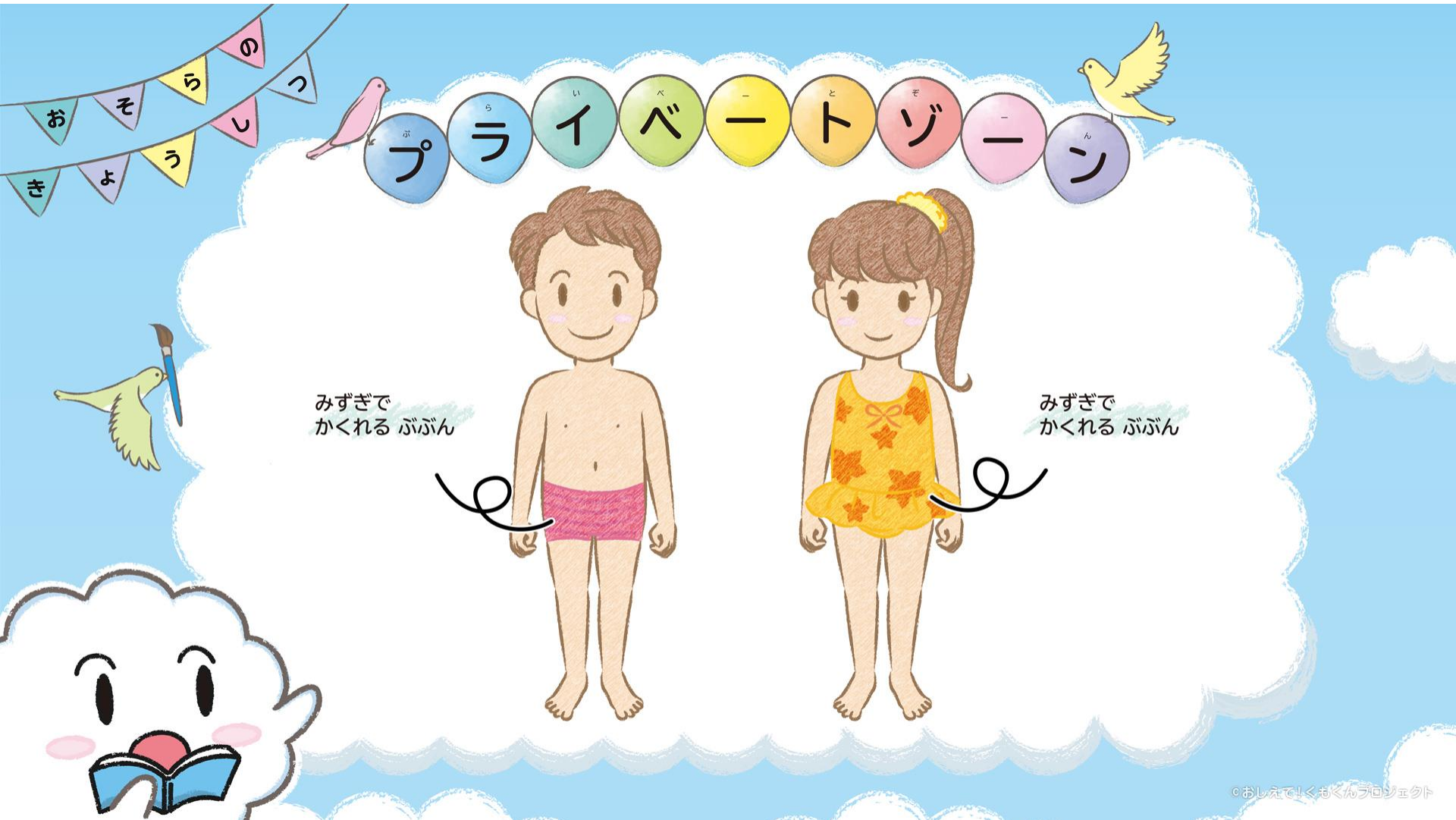
「つかまえた〜。」おにの まーくんが、ふざけて けんくんの ぱんつをおろしちゃいました。「わはは、おしり まるだし〜。」まーくんは、おもしろがっています。それを見て、「きゃーっ、やだあ〜。」と、かれんちゃん。



©おしえて!くもくんプロジェクト

「おしえて!くもくん プライベートゾーンってなあに」著者引用

「プライベートゾーンっていうのは、みずぎを きると かくれるぶぶんのことだよ。じぶんだけの だいじなばしょ。かんたんにひとにみせたり、さわらせたりしては いけないんだ。」



「おしえて!くもくん プライベートゾーンってなあに」著者引用

「そう。じぶんだけの だ  
いじなばしょ。  
だからほかのひとの プ  
ライベートゾーンを  
むりやりみたり、  
さわったりしちゃいけな  
いよ。」



加害者にならないために



「そうか、プライベートゾーンはじぶんだけのだいじなばしょなんだね。ぼくもみられたらいやだよ。けんくん、ごめんね。」

©おしえて!くもくんプロジェクト

「おしえて!くもくん プライベートゾーンってなあに」著者引用

「もし、じぶんの プライベートゾーンをさわられそうになったら、いや!って おおきなこえて いおうね。」



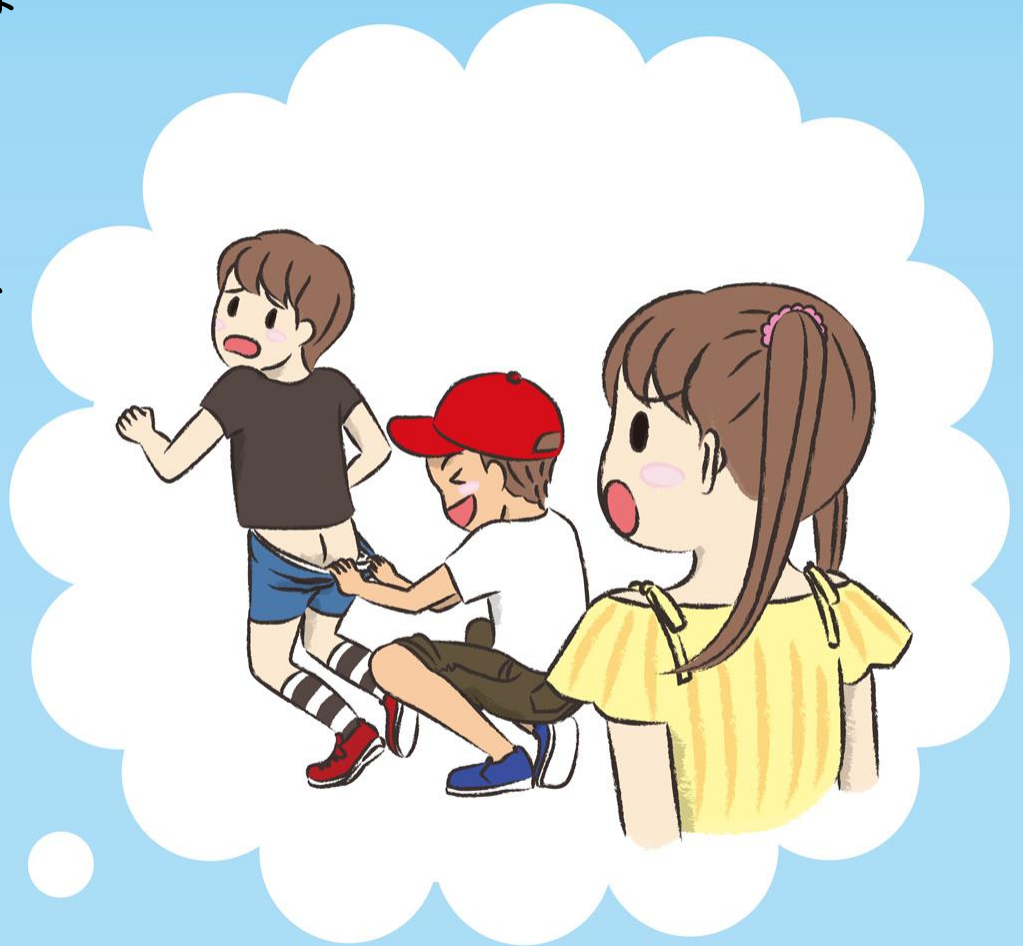
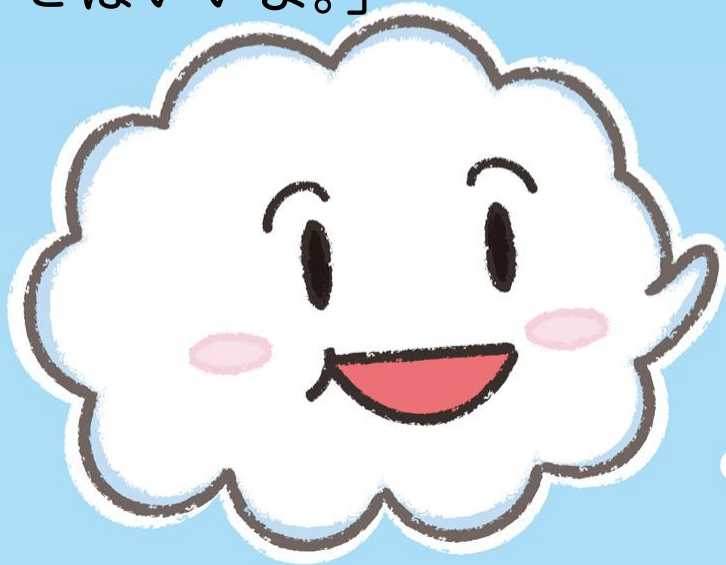
「ぼく、ほんとは いや  
だとおもったけど、い  
えなかったんだ。  
これからは いやって  
いうよ!」



「そうだね。いやっていえ  
ないときも あるよね。  
ゆうきを だせると いい  
ね。」  
と、くもくん。

「もしも、おともだちが いやな  
ことをされていたら、たすけて  
あげてね。」

「じぶんで たすけるのが む  
ずかしければ おとなに はな  
せばいいよ。」



傍観者にならないために

「おとなには  
なせばいいの  
ね! それなら  
できそう!」  
と、かれんちゃん。



©おしえて!くもくんプロジェクト

「おしえて!くもくん プライベートゾーンってなあに」著者引用





## 保護者の方へ

保存版

ダウンロード特典  
保護者向け  
配布資料

大切なお子さんの心と身体を守るために、  
プライベートゾーンについて話しましょう

子供が遊びの中で

- ・自分や友だちのパンツを下ろす
- ・スカートめくりをする
- ・勝手に友だちに抱きつく
- ・キスする

というようなことはよくあるのではないのでしょうか。



このような場面を見かけた時、「まだ子供だから」と、微笑ましく見ているという方もいるかもしれません。でも、そんな時こそ、プライベートゾーンについて教えてあげてほしいのです。

### プライベートゾーンとは



「水着を着ると隠れる部分」のこと。

- 自分だけの大事な場所で、簡単に見せたり触らせたりしてはいけない。
- もし、見られたり、触られたりしそうになったら「いや」と言う。  
大人に相談する。

※口も大事な部分。勝手にキスしてはいけない

このプライベートゾーンの知識は「自分を守る力」になります。

### 性被害の実態

内閣府の調査結果<sup>※</sup>によると、女性の13人に1人が性被害に遭っています。そして、被害者の1割が小学生以下で、男の子の被害もあります。プライベートゾーンの知識のない子供は、抵抗することや相談することができず、被害だと気付くまでに何年も経ってしまうこともあります。また、プライベートゾーンについての正しい知識がないまま成長してしまうと、知らず知らずのうちに加害者になってしまうこともあります。

※内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年度調査)

### 被害者にも加害者にもさせないために

お子さんを性的な「被害者」にも「加害者」にもさせないために、保護者の方からもプライベートゾーンの大切さについてお話ししてください。その際、「自分の身体は自分のもの。嫌だなと思うことをされたら嫌だと言って良い」ということ(身体の自己決定権といいます)についてもぜひ伝えてください。また、お子さんには、日頃から、「困ったことがあったらいつでもお話ししてね」と声をかけ、お子さんがいつでもSOSを伝えやすいようにしておくことも大切です。

### お子さんから SOS があったら？

では、実際にお子さんから SOS があつた場合、どのように対応すれば良いのでしょうか？ 事前に知っておくべきことについて以下のサイトに掲載していますので、是非ご覧ください。

学校ではこの絵本のくもくんを勉強しました！



おしえて! くもくん 保護者の方へ

[www.higashiyama.co.jp/kumokun/hogosya](http://www.higashiyama.co.jp/kumokun/hogosya)

「SOSに気付くためには?」「もしも、性被害を打ち明けられたら」「知っておきたい相談窓口」など、保護者の方に、今知っておいていただきたいことが満載です!



絵本「おしえて! くもくん」  
~プライベートゾーンってなあに?~



プライベートゾーンの知識をつけることがお子さんを性被害から守る第一歩。

しかし、どんなに注意していても被害に遭ってしまう可能性があります。  
大切なお子さんの心と身体を守るために、保護者の方に今、知っておいて頂きたいことがあります。

## 「まさか」と思うことが現実起きています

---

子供に悪いことをするのは、「知らない人」だけではありません。身近にいる、よく知っている人が子供の安全を脅かすこともあります。

実際に、

- 指導者から教え子への性的な接触
- 児童・生徒間の性的暴行
- オンラインゲームのチャットがきっかけとなった性的な被害
- 家族・親戚からの性的虐待
- 男の子を狙う性犯罪

など、「まさか」と思うことが現実起きています。

この「まさか」という大人の思い込みが、子供のSOSを見逃すことにつながります。

## 子供のSOSのサインは思わぬ形で表れます

---

子供は、自分がされていることを被害だと認識することが難しいため、言葉ではなく行動や体調にSOSが表れることがよくあります。

- 夜尿やおもらし
- 頭痛や腹痛の訴え
- 突然の登園しぶり、登校しぶり
- ふさぎ込むようになる
- 怒りっぽくなる
- 一人でいるのを嫌がったり、親にまわりつくようになる
- 卑猥な言葉を口にするようになる
- 他の人の性器を触ろうとするなどの性的行動

など

もちろん他の要因であることもありますが、これらは性被害のサインである可能性もあります。

(おしえて！くもくん 「保護者の方へ」 ページより)

## SOSのサインかな？と思ったら

---

もし、いつもとちょっと違うお子さんの様子に気付いたら、「なにか困っていることがある？」「なんでも話してね」「何があってもあなたの味方だよ」などの言葉をかけて、安心して話せる雰囲気を作ってあげてください。

子供は、「こんなことが起きたのは自分のせいだ」「親を悲しませたくない、心配させたくない」「親から見捨てられてしまう」「自分さえ我慢していれば、家族が幸せでいられる」など、思いもかけない理由で話せないことがあります。

でも、「沈黙は勇気を貯める時間」です。

根気よく耳を傾けることで、話してくれる子供もいます。

ぷ ら い べ と そ ー ん  
プライベートゾーンをおぼえよう

プライベートゾーンとは、みずぎを きると かくれるぶぶん。  
じぶんだけの だいじな ばしょだよ。



みずぎで  
かくれる ぶぶん



みずぎで  
かくれる ぶぶん



ぼくだけの だいじな ばしょ



わたしだけの だいじな ばしょ



おくちも だいじな ぶぶんだよ。

まもろう! プライベートゾーンのおやくそく

ほかのひとの プライベートゾーンを  
かかってに みたり さわったりしない  
ように しようね。



もし、みられたり さわられたりしそう  
になったら「いや」といおうね。  
おとなにも おはなし してね。



いやなことを されている おともだ  
ちが いたら たずけてあげよう。  
おとなにも おはなし してね。



ダウンロード特典  
ポスター

小学校高学年向け  
リーフレット  
「大切なあなたへ」  
ダウンロード可能！  
“ハートネット72”  
で検索！



保存版



たいせつ

# 大切な あなたへ

©heartnet72

たいせつ    ところ    まも  
「大切な心とからだの守りかた」

今日はみなさんの「心とからだの守りかた」について  
お話しします。大切なお友達を守ることもつながる  
のでぜひ、よく読んでくださいね。

こんなことで悩んでいるお友達がいるかもしれません

こまったとき  
ひとりで  
悩まないで！

TeiTei

電話相談できる  
連絡先があるよ！

くわしくはウラへ！

なんで  
こんなこと  
するの？



どうして  
いいか  
わからない



こわい



「怪獣を撃っている子どもたちへ（第2巻）」(37-20)



監修 制作 Child First Lab.  
http://goo.gl/gXH6ZE



## どんなことに 気をつければいいの？

- 知らない人だけ気をつければいいの？
- ネットの世界なら安全？
- 女の子だけ気をつければいいの？

知らない人だけ”じゃない



「知らない人にはついていかない」「知らない人の車に乗らない」でもね、いやなことをする人は、知らない人だけじゃないかもしれない。よく知ってる、いつもは優しい人かもしれないよ。

ネットの世界は安全”じゃない



ゲーム機もスマホもつながっているインターネット。ネットの中は、本当のこととは限らない。写真や動画は送ってしまったら相手のもの。一度ネットにのせてしまうと消せないんだ。

女の子だけ”じゃない



狙われるのは女の子だけじゃない。男の子の「プライベートゾーン」を触ろうとする人もいるんだよ。だから男の子もひとりで悩まないでね。

ひとりで悩まないで相談してね！



## それでも さけられなかったら??

どんなにき気をつけていても被害ひがいにあうかもしれ  
ない。でも、覚えておいてね。もし逃げられなく  
てもわる悪いのはあなたじゃないよ。



あなたの心と体は、あなたに  
とって大切なもの。それを傷つけ  
ることは、誰にも許されない。た  
とえどんな状況でも、悪いのは傷  
つけた人。あなたは悪くない。自  
分を責めなくていいんだよ。

こころ からだ あなたの心と体は たいせつ とても大切。だから じぶん 自分を せ 責めないでね!

りゆう  
どんな理由があっても  
あなたはわるくない



もし、お友達ともだちから被害ひがいにあったこと  
を打ち明うけられたら、優やさしく伝つたえて  
あげてほしい。  
わる「悪いのはあなたじゃない」って。  
じぶん「自分を せ責めなくていいんだよ」

# 保護者に知っておいてほしいこと

## もしも性被害にあってしまったら・・・

### お子さんは悪くありません

#### 被害に遭ったお子さんを責めないで

まずは一呼吸置いて。悪いのは加害者であって被害者ではありません。「なぜ」「どうして」という言葉を使うと、子どもは責められているように感じてしまいます。

#### 被害に遭ったことに「フタ」をしないで

その「フタ」は、その後の人生をととても生き辛くしてしまいます。被害を打ち明けるのは、とても勇気がいることです。「忘れなさい」とは決して言わずに、「よく話してくれたね」「ありがとう」とねぎらいの言葉をかけてあげてください。

#### 被害の内容を聴き過ぎないで

被害について語ることは、頭の中で被害を再体験させ、傷付きを深めることにつながります。被害を打ち明けられた時は、「誰に」「何をされたか」だけを聴き取り、詳細については聴かずに専門家に相談しましょう。

### 助けてくれる人たちがいます

#### 相談できる窓口があります

お子さんの心のケアのためにも、子供特有の心の仕組みを理解した専門家のサポートを受けましょう。また、お子さんを支えるためには親ごさんにもサポートが必要です。

▼最寄りの性暴力専門の支援センターを探すには・・・

- WEB サイトで「性暴力支援センター〇〇県」などと検索する
- 右のQR コードから内閣府の一覧にアクセスする「性犯罪・性暴力被害者のための支援センター(一覧)」→



#### 体を守るために病院へ行きましょう

被害による妊娠の可能性がある場合には、望まない妊娠を防ぐため、被害から72時間以内に産婦人科で「緊急避妊ピル」の処方を受けましょう。性感染症の検査も受診しましょう。産婦人科での費用の一部は警察が負担してくれる場合があります。

#### 警察へ相談し、さらなる被害を防ぎましょう

警察へ相談しましょう。加害者を捕まえるために、証拠はとても重要です。とくに加害者の体液が体内に残っている可能性がある場合には、病院で証拠採取をしてもらう必要があります。

「プライベートゾーンを触られた」  
 「裸の写真を送ってしまった」  
 などの性被害



## どこに連絡すれば良いの？

重要です。とくに加害者の体液が体内に残っている可能性がある場合には、病院で証拠採取をしてもらう必要があります。

被害直後は  
**110番**  
 犯人逮捕の  
 近道です！

おとな 相談 警察へ！

警察に性犯罪専用の窓口があります。安心して話せる大人に相談して警察に連絡してもらいましょう。言い出しにくければこのリーフレットを見せながら話してみると良いよ。

性犯罪被害  
 相談電話

はーとさん  
**#8103**

相手がお家の人の場合は？  
 児童相談所へ！

イヤなことをする相手が家族や親戚などお家の人の場合は、児童相談所へ電話しましょう。警察に連絡するかどうかもう一層に考えてもらいましょう。

児童相談所  
 相談電話

いちばやく  
**189**  
 24時間受付

# 性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

## ワンストップ支援センター 全国共通短縮番号(R2.10/1~)



「#8891」  
(はやくワンストップ)

## 性暴力被害者のための 夜間休日コールセンター(R3.10/1~)

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

## 性暴力に関するSNS相談 「キュアタイム」

R2.10/2~  
(月・水・土 17時~21時)

☆御相談は24時間365日、書き込み可能です。☆



同意のない性的な行為は  
全て性暴力です。

匿名で相談できるSNS相談室  
Cure time+



キュアタイム

検索

# SARC東京とは

被害者の方へ寄り添い、必要な支援を一つの場所で行うワンストップ支援センターです。性暴力・性犯罪の被害相談を24時間365日受付けています。

私たちは、あなたの気持ちを一番大切にして支援をします。

**24時間365日、相談を受けています。**

私たちは、あなたのからだと心の支援をします。

匿名で相談することができます。あなたの秘密は必ず守ります。

被害直後、誰にも相談できない、どうしたらよいかわからないなどの不安や混乱をていねいに聞き取りながら一緒に考えていきます。

あなたが安全を感じられる場所にいることが重要です。少しでも危険を感じたら、すぐに警察に（110番）通報してください。

どうしたらよいかわからないときは、一人で悩まずに、NaNaにお電話ください。

[性暴力救援センター・SARC東京 - 性暴力や性犯罪の電話相談を24時間365日受付 \(sarc-tokyo.org\)](http://sarc-tokyo.org)

CONSENT

for

KIDS

○ 全ての中学生・高校生に、  
加害防止：「同意」の重要性、デートDV防止、  
ネット、SNS等による性被害の実態、  
被害時の対処策等の予防教育を提供する

【実施：性教育実施団体、医療関係者、学校、警察】

① 「**真の同意**」のない性行為の強要が性暴力に当たることを伝え、相手の意思を尊重することの重要性を伝える**加害防止**と、被害時に**被害を拡大させない**ため取るべき対処策について伝える。  
(産婦人科受診、緊急避妊、証拠採取)

② SNS等のネットを通じた「自画撮り被害」や、モデル名目での性的搾取事案等、その時々**の犯罪被害の実情を踏まえた具体的な被害予防教育**を提供する。

CONSENT

IT'S SIMPLE AS TEA

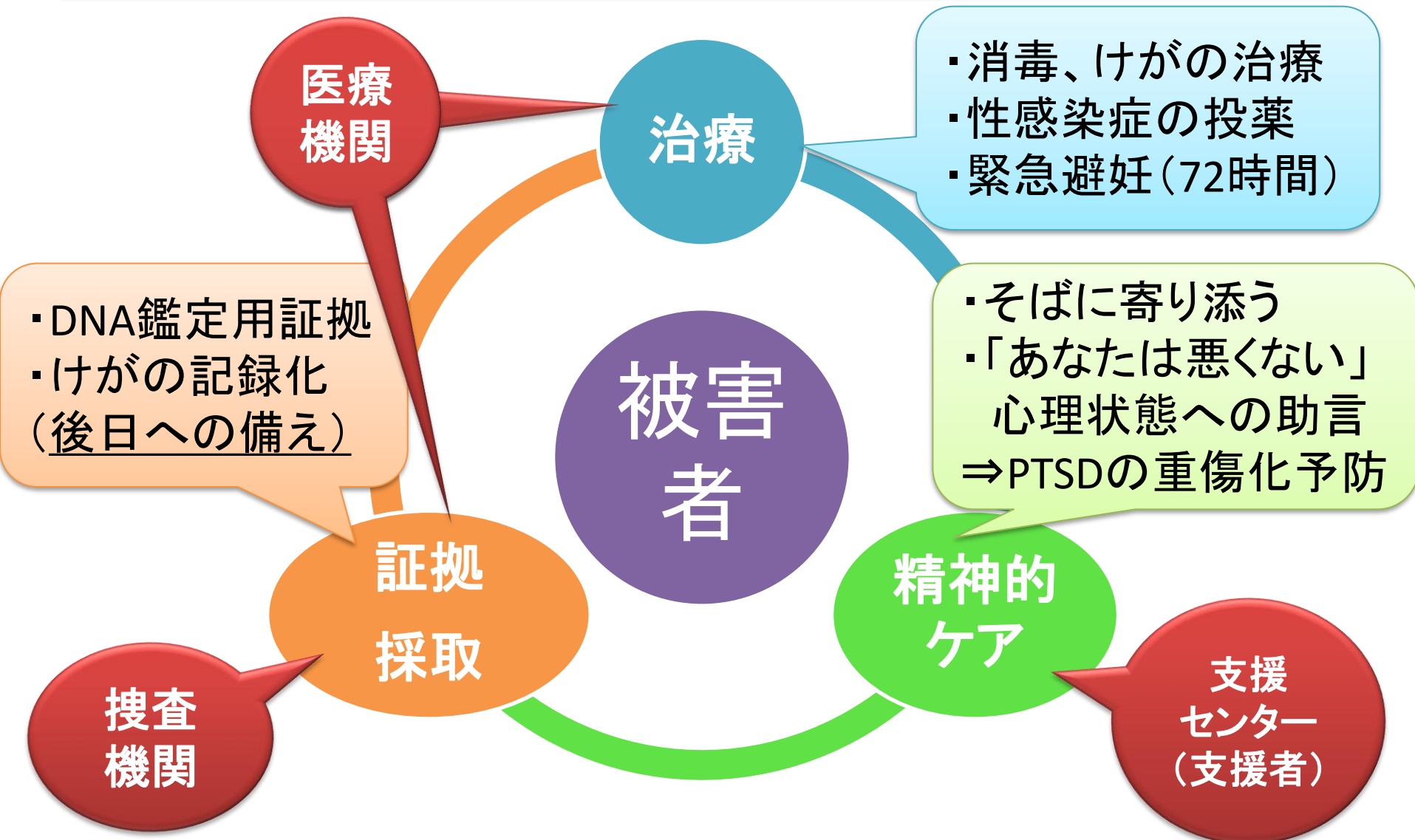


もしも相談されたら・・・  
被害に気付いたら・・・

---

どうすればいいの？

# 被害直後に必要なこと



# 証拠を残すための具体的な方法

- 証拠を採取するまでは、シャワー、お風呂、トイレは避ける。服装はなるべくそのままの状態。
- 相手の精液、汗、唾液を保存するため、相手の体液が残っている衣服等は洗わず袋に

一刻も早く体を洗い流したい！

- 下着を自分の体に押し付けて、袋に入れて保存する

# 犯罪被害から間もない時期に 起こりやすいこと(一部抜粋)

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうために**恐怖や痛みをあまり感じない**
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる

解離

ケガをしているかもしれない

一見平気そうに見えても  
心の傷付きは深い

# PTSDの発症、重症化予防を左右する要素

- 被害者に選択肢を提示し、
- 本人の意向を最大限に尊重すること  
診察の範囲・証拠採取・検査・緊急避妊・保険適用  
警察への相談(公費負担制度)・連絡先 etc.
- そばで支えてくれる人がいること(支援者の役割)
- 被害者のプライバシーが配慮されること

「たとえどんな状況であったとしても  
あなたは悪くない」

被害後の周囲の対応が重要なカギ

# 犯罪被害者等の 回復傾向と悪化傾向の経験の差

- 事件によって被った被害から回復傾向にある犯罪被害者等は、悪化傾向にある犯罪被害者等に比べ、加害者の逮捕や刑事裁判を経験した割合が高い。
- 回復状況が悪化傾向にある犯罪被害者等は、回復傾向にある犯罪被害者等に比べ、加害者の釈放、示談金・賠償金の支払い等を経験した割合が高い。

内閣府「平成21年度犯罪被害類型別継続調査」結果より

# 子どもの特徴

---

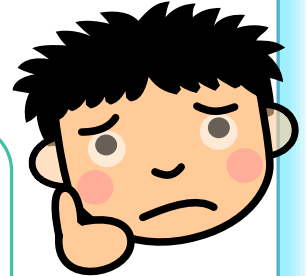
話を聴く際の注意点  
RIFCRのススメ

# 子どもの特性を理解する①

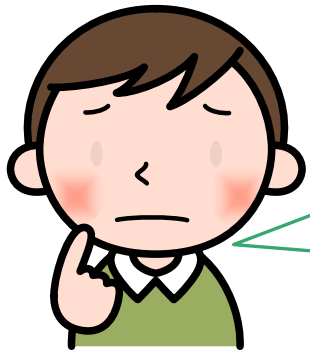
- ▶ 聴取者の誘導や暗示に影響を受けやすく、記憶が汚染されやすい

「赤色？白色？どっちだったかな。」

(何度も聴かれてるうちにどっちを見たのか  
分かんなくなっちゃった、、、)



- ▶ 大人の表情を見て迎合的になりやすい



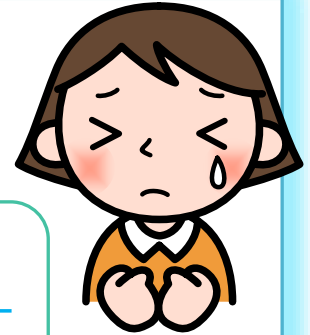
「さっきのは勘違いだったかも。」

(この人、本当は僕に「ちがう」って  
言ってほしいんだな、、、)



# 子どもの特性を理解する②

- ▶ 本当に信じてくれるか試そうとする



「どうせ私のことなんか信じてないでしょ！」  
(この人本当に私を守ってくれるのかな)

- ▶ 信じてもらえないと思えば否定したり、撤回してしまう



「さっきのはウソ。イヤなことなんてされてないよ。」  
(この人、私の話を疑ってる。信じてくれないんだ、、、)

# 多機関連携による「協同面接」 Forensic Interviewの定着

《従前》  
被害供述の  
繰り返し  
警察、検察、  
児相、病院

繰り返しに  
よる誘導・  
圧力、記憶  
の汚染のお  
それ

法廷での証拠  
価値の低下

供述の  
繰り返し  
を防ぎ、  
被害児  
童の供  
述証言  
の信用  
性を高  
める。

警察・検察・  
児相による  
「協同面接」  
の定着

誘導や圧  
力のない  
質問技法

録画映像の  
証拠採用へ

《今後》

《現在》

# 根ほり葉ほり聞かないで!

「詳しく話す」 = 「被害の再体験」  
子どもは「記憶の汚染」を招きます

✖ 協同面接（警察、地検、児童相談所の代表者聴取）  
で聴く前に詳しく質問しない

- ✓ 「誰に」「何を」で止める。
- ✓ 具体的な行為を例示するなどして質問しない。「誘導」とみなされる恐れがあります。

教育委員会等で  
初期対応要領  
作成が必要!  
♪RIFCR研修が  
お薦めです♪

# 「誰に」「何を」が分かったら 相談／通告／通報

## 家庭内

児相又は福祉事務所へ通告(法定義務)

警察署へ通報  
(少年サポートセンターへ相談)

守秘義務は  
免除されています

## 家庭外

警察署(少年サポートセンター)、  
児相へ相談

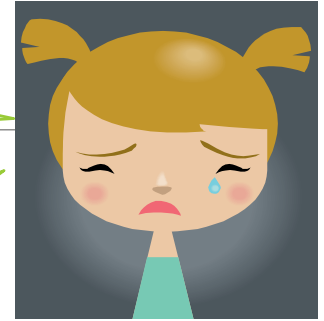
保護者に確認する際、  
「子供から聞いた」とは伝えない

- ✓ 証拠隠滅のおそれ
- ✓ 被害者への圧力、暴力がエスカレートするおそれ

# できない約束はしない

「もうお家に帰りたい……」

「誰にも言わないで、ナイショにして」



- ✓ 性虐待の加害者が同居している場合や、自宅へ頻繁に出入りしている場合は、子どもの安全は脅かされ続けます。
- ✓ 即日、速やかな児童相談所への通告と、一時的な保護が必要です。 **守秘義務は免除されます。**
- ✓ 「子どもを守るお仕事をしている人にお話しするね」などと説明しましょう。
- ✓ ただし、「許可」を求めてはいけません。

# NGワードに気を付けて!

「どうして?」「なぜ?」は責められているように聞こえます

- ✕「どうして知らない人に会いに行ったの?」
- ✕「なぜ、助けを呼ばなかったの?」
- ✕「どうして逃げなかったの?」

RIFCR研修が  
お薦めです♪

質問する時は、

- ・「そのことについて詳しく話してください」
- ・何のための質問か、聴く目的を説明するなど、工夫が必要です。

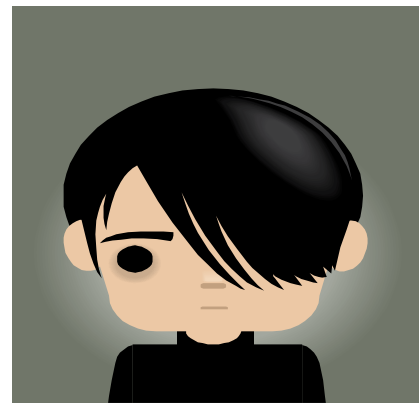
# 二次被害を与えないために 被害者に「防犯指導」をしないこと

- × たった一言が被害者の傷を深くする
  - 「鍵をかけておけばよかったのに」
  - 「ついて行かなきゃよかったのに」
  - 「ネットで知り合った人に会いに行かない方がいいよ」

本人が一番後悔していることです

# 「忘れなさい」って言わないで!

「忘れた方がいい」  
「忘れなさい」  
そんなこと言われても…



- ⊕ 一番忘れたいのは私
- ⊕ でも、あんな経験、忘れられるはずがない
- ⊕ 「なかったことに」なんてできない  
忘れられない私が悪いの?

「忘れなさい」という言葉は、  
被害者を追いつめてしまいます



# 労いの言葉を添えて!

「誰にも言えなかったけど…  
話してよかったんだ」

- 「大変だったね」
- 「よく話してくれたね」
- 「話してくれてありがとう」
- 「話してくれて助かったよ」



勇気を出して打ち明けてくれた  
ことへの労いの言葉  
が大切です

大きく驚いたり、嘆いたり  
しないでください  
撤回に繋がります

# もっと知りましょう①

【性暴力・性虐待の理解のための研修】

➤「RIFCR」チャイルドファーストジャパン主催 1日間

<https://cfj.childfirst.or.jp/rifcr/>

虐待発見→「聴き過ぎない」聴き取り→関係機関への繋ぎ  
性虐待を含む児童虐待への適切な対応（被虐待児の特徴、見  
分け方、どこへつなぐか）。入口としてお勧め。

➤「SAFER」NPO法人レジリエンス主催 2日間

<http://www.safer-jp.org/>

事前研修「101 性暴力 その後を生きる」2時間

※ DVサバイバーで解離性同一性障害を持つレジリエンス代  
表の中島幸子さんが米国からの最新情報をいち早く紹介  
解離、LGBT、男性性被害、自治体の取組など、幅広く学べる。

# もっと知りましょう②

## 【医療従事者向けの研修】

➤「BEAMS」児童虐待の発見から虐待診断まで

<https://beams.childfirst.or.jp/>

ステージIは医療関係者以外の方も受講可能

「TF-CBT」

<https://ifcaseattle.org/jp/professionals.html>

虐待などで心に傷を負った子ども向けの認知行動療法の一つ。基本的にはトラウマ治療に当たる精神科医や臨床心理士が対象。

前半部分が被害者（児）の打ち明け支援のための心理教育パートとして応用できる。

言葉にならない痛みがある



# 性暴力を見過ごさない

#ActiveBystander

# 暴力を許容しない 文化の醸成

---

トラウマ  
インフォームド  
ケア  
TIC

# 「ACEs」が子どもたちの健やかな成長を脅かしています

Adverse Childhood Experiences : 小児期逆境体験とは

- ①心理的虐待
- ②身体的虐待
- ③性虐待
- ④DV
- ⑤親のアルコール／薬物問題
- ⑥親の精神疾患
- ⑦家族の収監 など

幼少期に虐待や養育機能不全があると、それを基盤にして、社会的心理的認知的障害が発生する可能性が高まり、これらを起因としてハイリスクな行動(e.g.;飲酒・薬物・喫煙・非行・性行為・暴力行為・自殺企図)が惹起されやすくなります。この結果、身体的・精神的な疾患・障害が引き起こされやすくなり、ついには早期の死を招く危険性があるとされています。

「非行と家庭内病理との関連についての検討ー少年院における不適切養育(虐待を含む)の実証的調査ー」(松浦直己)より要約引用

# ACEsを打ち消す「PCEs」が必要です

## Positive Childhood Experiences : 小児期ポジティブ体験とは

### 【家庭の安心】

- ・家族が感情を受け止めてくれた
- ・困難なときに家族がそばで支えてくれた
- ・自宅が安全安心の場所であった

### 【地域の安心】

- ・地域行事や伝統行事に参加し楽しめた
- ・中高時代、学校に居場所感を感じた
- ・友達に支えられた実感を持てた
- ・親以外の2人以上の大人が心から心配してくれた

傷つきに寄り添った対応  
(トラウマインフォームドケア)



# Be an Active Bystander

見て見ぬふりをしない、行動する人になろう



Active Bystander あなたならどうしますか Youtube



#ActiveBystander

# Active Bystander に必要な5つのD

---

**D**istract

注意をそらす

**D**elegate

助けを求める

**D**ocument

証拠を残す

**D**elay

後で対応する

**D**irect

直接介入する

引用 Safe Campus, Voice Up Japan慶應支部 性的同意ハンドブック

<https://site-1988780-8082-8248.mystrikingly.com/>

## DISTRACT

注意をそらす

- ✓被害者に声を掛けたり、周りからの注目を集めることで、加害者の邪魔をする。
- ✓被害者に知人のふりをして話しかけてみる
- ✓意図的に飲み物をこぼしたり、音楽を流すなど、加害者や周囲の人の注意を引く

## DELEGATE

助けを求める

- ✓周りのひとに被害が起きていることを知らせる。
- ✓警察や駅員などの第三者に介入してもらう。

引用 Safe Campus, Voice Up Japan慶應支部 性的同意ハンドブック

<https://site-1988780-8082-8248.mystrikingly.com/>

## DOCUMENT

### 証拠を残す

- ✓ 映像などを証拠として残す。
- ✓ 撮影をしている自分に危害が及ばないようにしましょう。
- ✓ 撮影した動画の取り扱いは被害者に確認しましょう。  
(勝手に他人に見せない)

## DELAY

### 後で対応する

- ✓ 被害者に大丈夫か尋ねる
- ✓ サポートが必要か尋ねる
  - ◆ 目的地まで一緒に行く
  - ◆ 落ち着くまでそばにいる
  - ◆ 通報の手助けをする

引用 Safe Campus, Voice Up Japan慶應支部 性的同意ハンドブック

<https://site-1988780-8082-8248.mystrikingly.com/>

---

## DIRECT

### 直接介入する

- ✓加害者を注意したり、被害を直接止めに入る。
- ✓危険を伴う。状況を悪化させる可能性がある。
- ✓被害者が助けを求めている、自分と被害者の安全を確保してから行動する。

# まとめ

---

- ◆子どもたちに予防教育を！  
【お薦めはCAP、絵本】
- ◆RIFCR研修、BEAMS（1～3）研修等で学びを広げましょう
- ◆一人一人がアクティブバイスタンダー

# おすすめ書籍



**20万部突破!!**

全国のママ・パパに  
支持されて



「一子どもを守る」  
言葉かけが  
マンガでわかる!



# 性暴力について考えるために①

- 「赤ずきんちゃんとオオカミのトラウマ・ケア～自分を愛する力を取り戻す[心理教育]の本」  
白川美也子 (2016 アスク・ヒューマン・ケア)
- 「13歳、「私」をなくした私 性暴力と生きることのリアル」山本潤 (2017 朝日新聞出版社)
- 「性暴力 その後を生きる」 中島幸子(2014 レジリエンス)
- 「犯罪被害者の心の傷」[増補新版] 小西聖子(2006 白水社)
- 「性犯罪報道」読売新聞大阪本社社会部(2013 中公文庫)
- 「STAND 立ち上がる選択」大藪順子(2007 フォレストブック)
- 「性犯罪被害にあうということ」 小林美佳(2008 朝日新聞出版社)



# 性暴力について考えるために②

- 「子どもへの性的虐待」 森田ゆり （2008 岩波新書）
- 「子どもの性虐待と人権—社会的ケア構築への視座」  
柴田朋 （2009 明石書店）
- 「私たちは、性犯罪被害者です」  
キャロライン・リーマン（2009 青志社）
- 「心的外傷と回復」〈増補版〉（1999 みすず書房） 「父—娘  
近親姦」（2000 誠心書房） ジュディス・L・ハーマン
- 「スクール・セクシュアル・ハラスメント 学校の中の性暴力」  
内海崎貴子他 （2019 八千代出版）
- 「おしえて！くもくん プライベートゾーンってなあに？」小笠  
原和美監修（2021 東山書房）